

## 在宅聴覚障害者等ファクス使用料助成要綱

(総則)

第1条 在宅の聴覚障害者等に対するファクスの回線使用料の助成については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 本市の区域内に住所を有している者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の2級又は3級に該当する聴覚、音声機能又は言語機能の障害を有する者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は前年分の所得税の非課税世帯に属する者

(助成の内容)

第3条 助成は、次条に規定する申請のあつた日の属する月分からファクスの回線使用料の2分の1について行うものとする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、在宅聴覚障害者等ファクス使用料助成申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、在宅聴覚障害者等ファクス使用料支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(届出の提出)

第6条 助成を受けている者は、申請事項に変更があつたとき又は第2条に規定する助成要件に該当しなくなったときは、速やかに在宅聴覚障害者ファクス使用料助成資格等変更・喪失届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給方法)

第7条 助成金は、申請者からの請求に基づき年2回、3月及び9月にそれぞれ当月分までを支給するものとする。ただし、申請者が第2条に規定する助

成要件に該当しなくなったときは、その都度支給するものとする。

(助成金支給台帳)

第8条 市長は、助成の決定をした者について在宅聴覚障害者等ファクス使用料助成対象者台帳(第4号様式)を作成するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

在宅聴覚障害者等ファクス使用料助成申請書

年 月 日				
(あて先) 横須賀市長				
住 所				
申請者				
氏 名				
障 害 者	氏 名		生 年 月 日	
	身体障害者手帳	手 帳 番 号	交 付 年 月 日	等 級
	障 害 名			
電 話 番 号				
ファクスの機種				
設 置 年 月 日				
(事務処理欄)				

第 2 号様式（第 5 条関係）

在宅聴覚障害者等ファクス使用料金支給決定通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
決 定 区 分	
支 給 し な い 理 由	
フ ァ ク ス の 種 類	
支 給 金 額	
支 給 期 間	
(事務処理欄)	

第3号様式（第6条関係）

在宅聴覚障害者等ファクス使用料助成資格等・喪失戸届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住 所		
申請者		
氏 名		
喪失事項		
変更・喪失年月日		
変更事項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		
ファクスの種類		
(事務処理欄)		

第4号様式（第8条関係）

在宅聴覚障害者等ファクス使用料助成対象者台帳

障 害 者	氏 名		生 年 月 日	
	身体障害者手帳	手 帳 番 号	交 付 年 月 日	等 級
	障 害 名			
電 話 番 号				
ファクスの種類				
設 置 年 月 日				
支 給 開 始		支 給 廃 止		
支 給 年 月				
支 給 額				
支 給 年 月				
支 給 額				
支 給 年 月				
支 給 額				
支 給 年 月				
支 給 額				
支 給 年 月				
支 給 額				